

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 5,217,137	千円 110,159	千円 5,327,296
	2 負担金	5,157,665	110,159	5,267,824
9 国庫支出金		108,000,732	2,192,498	110,193,230
	1 国庫負担金	45,975,763	10,350	45,986,113
	2 国庫補助金	60,657,001	2,182,148	62,839,149
12 繰入金		24,703,151	455,500	25,158,651
	2 基金繰入金	24,611,858	455,500	25,067,358
13 繰越金		1,500,000	3,429,104	4,929,104
	1 繰越金	1,500,000	3,429,104	4,929,104
14 諸収入		108,803,103	21,440,000	130,243,103
	4 貸付金元利収入	97,058,225	21,440,000	118,498,225
15 県債		41,211,000	3,642,000	44,853,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県 債	41,211,000	3,642,000	44,853,000
歳 入	合 計	741,478,492	31,269,261	772,747,753

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 122,597,288	千円 3,045,002	千円 125,642,290
	1 総務管理費	20,259,460	2,897,492	23,156,952
	3 企画費	6,348,374	147,510	6,495,884
3 民生費		108,985,989	1,087,811	110,073,800
	1 社会福祉費	81,986,893	1,087,811	83,074,704
4 衛生費		48,408,569	442,503	48,851,072
	4 医薬費	21,008,880	442,503	21,451,383
5 労働費		2,410,355	43,000	2,453,355
	2 職業訓練費	1,628,114	43,000	1,671,114
6 農林水産業費		34,607,467	491,623	35,099,090
	1 農業費	7,770,470	35,257	7,805,727
	2 畜産業費	2,148,297	14,185	2,162,482

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 林業費	8,441,108	424,829	8,865,937
	5 水産業費	7,177,970	17,352	7,195,322
7 商工費		104,919,571	22,233,472	127,153,043
	1 商工業費	103,846,800	22,233,472	126,080,272
8 土木費		69,086,155	3,907,024	72,993,179
	2 道路橋りょう費	27,835,985	1,683,000	29,518,985
	3 河川海岸費	17,251,826	2,010,400	19,262,226
	4 港湾費	6,811,314	213,624	7,024,938
10 教育費		128,544,543	3,300	128,547,843
	7 保健体育費	1,358,526	3,300	1,361,826
11 災害復旧費		8,517,027	15,526	8,532,553
	3 教育施設災害復旧費		15,526	15,526

歳 出 合 計	741,478,492	31,269,261	772,747,753

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
6 農林水産業費	4 林業費	治山費	千円 2,046,702	千円 2,424,702
8 土木費	4 港湾費	港湾建設費	4,089,457	4,153,081

第3表 地方債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法等
	補正前の額	補正額	計			
港湾事業	千円 2,074,000	千円 123,000	千円 2,197,000	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は債券発行 (3) 借入時期等 令和5年度事業又は財政及び融資機関の都合により、翌年度以降に繰り越して借入れすることができる。また、知事において必要があるときは、適宜償還年限を定め起債前貸を受け、一時この県債に代えることができる。この場合における県債の借入時期は、起債前貸の償還終期までこれを延長する。	年6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合において利率の見直しが行われた後は、その見直し後の利率）	(1) 償還方法 元利均等償還等 (2) 償還期限 令和35年度まで30年以内 (3) 据置期間 令和10年度まで5年以内 (4) 繰上償還等 財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。 (5) 償還財源 一般財源又は特定財源 (6) その他 政府その他より借り入れる場合においてその融通条件が異なるときは、その融通条件による。
河川事業	4,124,000	1,202,000	5,326,000			
海岸事業	1,042,000	99,000	1,141,000			
農業農村事業	1,661,000		1,661,000			
災害関連事業	4,943,000	138,000	5,081,000			
空港事業	131,000		131,000			
造林事業	226,000		226,000			
治山事業	286,000		286,000			
林道事業	482,000		482,000			
水産基盤事業	403,000		403,000			
都市計画事業	164,000		164,000			
砂防事業	635,000	448,000	1,083,000			
道路事業	16,298,000	1,503,000	17,801,000			
高等学校整備事業	1,732,000		1,732,000			
交通安全施設整備事業	200,000		200,000			
庁舎等施設改修事業	270,000		270,000			
脱炭素化推進事業	11,000		11,000			
自然災害防止事業	468,000	124,000	592,000			
非常用発電設備整備事業	19,000		19,000			
青少年ふれあいセンター耐震改修事業	202,000		202,000			

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法等
	補正前の額	補正額	計			
児童福祉施設整備事業	11,000		11,000			
障がい福祉施設整備事業	264,000		264,000			
災害土木復旧事業	2,465,000		2,465,000			
災害学校復旧事業		5,000	5,000			
臨時財政対策債	3,100,000		3,100,000			
計	41,211,000	3,642,000	44,853,000			